

## 取 扱 基 準

名 称	私立高等学校施設整備費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	保護者の施設整備費等負担の軽減のために、私立高等学校の施設整備事業に対して補助する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	私立高等学校の教育条件の向上と、保護者の経済的負担の軽減を図る。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 事業報告書等により、事業内容が目標と合致しているものであるか評価を行う。
補助事業者	市内私立高等学校設置者
補助対象経費の内 容	収容定員の増加による増改築，老朽化等に伴う増改築，移転又は統合に伴う建築，教育内容・方法の変更に伴う増改築，学校環境施設の整備事業で補助対象経費が1,000万円以上のもの
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助基準額の1/3  <補助額が5万円未満，又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 3年 4月 1日
評価の時期	令和 5年 9月30日
終 期	令和 6年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 施設整備事業費の一部が市補助金で賄われていることを公表する。
	〔媒体〕 学校のホームページ等による。
担当部署	こども未来部 こども政策課 育成支援グループ 電 話 025-226-1197 (直通) 31198 (内線) e-mail mirai@city.niigata.lg.jp